

平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 シャクリー・グローバル・グループ株式会社  
代表者名 代 表 執 行 役 湯 田 芳 久  
(JASDAQ・コード 8205)  
問合せ先 代表執行役管理本部長 湯 田 芳 久  
( TEL. 03-3340-3601 )

(追加)「(訂正)平成 26 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)の一部訂正について」の追加について

平成 28 年 5 月 20 日に発表いたしました「(訂正)平成 26 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)の一部訂正について」に追加すべき事項がありましたのでお知らせいたします。

## 記

### 1. 追加の理由

平成 28 年 5 月 20 日発表の「(訂正)平成 26 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)の一部訂正について」に訂正理由の記載を追加するものであります。

### 2. 追加箇所

#### 訂正理由

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの事業年度における個別財務諸表の訂正が、連結損益計算書、連結貸借対照表及び連結キャッシュ・フロー計算書に与える影響はありません。

当社は、平成 25 年 3 月 29 日に日本シャクリー・ホールディングス株式会社から 1,850 百万円の支払を受けました。

当該支払は、日本シャクリー・ホールディング株式会社から当社への利益剰余金を原資とする配当として扱われました。そして、当該配当は、当社の監査人である新日本有限責任監査法人によって適正と認められた平成 25 年 3 月期の監査済み個別財務諸表に受取配当金として計上されました。しかしながら、平成 28 年 3 月期の個別財務諸表の監査において、当時、日本シャクリー・ホールディング株式会社単体の利益剰余金は 1,424 百万円であったため、上記支払額のうち 426 百万円の支払は、利益剰余金を原資とする配当(受取配当金)としてではなく、当社における日本シャクリー・ホールディング株式会社に対する投資の減少(資本の払戻)として計上すべきであったものと判明しました。

そこで、当社は、十分な開示を行うために、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度及び平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの事業年度の個別財務諸表を訂正することを決定いたしました。

上記の訂正が、当社の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度及び平成

25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度の連結損益計算書、連結貸借対照表及び連結キャッシュ・フロー計算書に与える影響はありません。

以上